

# 平成22年 雇用保険法

- 〔問〕 1) 雇用保険の適用事業及び被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 1週間の所定労働時間が20時間未満であっても、雇用保険法を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者については、同法の適用対象となる。
  - B 常時7人の労働者を雇用する農林の事業は、法人である事業主の事業を除き、暫定任意適用事業となる。
  - C 船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、常時雇用される労働者の数が15名未満であれば、暫定任意適用事業となる。
  - D 短期大学の学生は、定時制ではなく昼間に開講される通常の課程に在学する者であっても、適用事業に雇用される場合はすべて被保険者となる。
  - E 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業は、いかなる場合も適用事業とならない。

| 平成22年<br>雇用保険法<br>試験問題の正答 | 択一式 |   |   |   |   |   |   |
|---------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|
|                           | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|                           | A   | D | C | B | C | A | E |